

施策31 人権の尊重と男女共同参画社会の構築

施策31 人権の尊重と男女共同参画社会の構築														作成日：平成22年6月30日		主管課名：企画政策部活力推進課			
No	施策名称	主管課	施策の対象	施策の対象指標	施策の意図	施策の成果指標	実績値 (H18)	実績値 (H19)	実績値 (H20)	実績値 (H21)	単位	目標値 (H21)	目標値 (H22)	取得方法	指標取得 主管課・係	算定式・取得先等	施策の21年度目標達成度とその要因	施策の総評価 (18年度から21年度までの達成状況)	
31	人権の尊重と男女共同参画社会の構築	活力推進課 (男女共同参画室)	市民 事業所 行政	人口(17年3月末住民基本台帳人口+外国人登録人口) 事業所数	人権意識を持てもらう 男女の固定的な役割分担意識を改めてもらい、男女問わず、その個性や能力を発揮できるようにする	基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合	42.9	41.6	43.5	46.8	%	成 48.0	成 49.0	市民アンケート	市民生活環境課	・H21市民意識調査(問23-)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？→それぞれの基本的な人権が尊重されている →そう思う 10.4% →どちらかといえばそう思う 36.4%	(人権) 基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合は、21年度の実績値は46.8%であり、目標値の49.0%に達しなかった。 相談件数から見ると21年度は8件(H20:16件)と減少しているものの、相談内容は夫婦、親子等の家庭内の問題や学校でのいじめ問題など多岐にわたり、親子間での虐待相談など深刻な相談内容も含まれ、警察、病院、保健所にも相談しているものの、解決に至っていないケースが存在する。 (男女共同参画) 性別の違いが個性や能力を発揮する上で制約になっていないと感じる市民の割合は、21年度目標値は、48.0%であるが、実績値は、40.8%であり、目標値には達しなかった。 その要因としては、当市における男女共同参画意識は徐々に浸透しているものの、依然として、性別による固定的な役割分担意識が強い結果となっている。市政への市民参加に男女共同参画の考え方を生かすという分野では、まだ、継続的な事業推進が必要である。	基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合は、ここ数年は意識が高まっているものの、18～21年度においては、いずれも目標値に達しなかった。また、「わからない」や「無回答」の割合が3割にのぼっている。 ・テレビや新聞等で殺人事件や傷害事件などが毎日のように報じられており、人権を意識しない出来事の多さが、結果として市民意識調査にも表れているものと考えられる。 ・人権に関する相談件数は、19,20年度で微増傾向にあったものの、21年度は減少に転じている。しかし、相談内容は、家庭内トラブルや虐待、学校でのいじめなど多岐にわたり、深刻なケースも存在することから、引き続き人権意識の向上について、啓発していく必要がある。 ・人権意識を持てもらうためには、市民一人ひとりが、常に自分がそのようなことをされたらという逆の立場になつてものごとを考えることが大切であり、いわゆる人権意識の向上に心がけながら、行政は市民への人権に関する情報の提供、意識の啓発・高揚に向けた支援を行うとともに、具体的な相談の機会・場を設けていく必要がある。	
						性別の違いが個性や能力を発揮する上で制約になっていないと感じる市民の割合	37.1	37.7	40.2	40.8	%	成 45.0	成 46.5						市民アンケート
											成 45.0	成 46.5	・第2次大船渡市男女共同参画行動計画(計画期間20年度～24年度)で、24年度を目標とする各種指標を設定しており、このうち、審議会等における女性委員の登用率目標30%に対し、平成21年4月1日現在で、24.6%であり、平成20年4月1日で、21.6%であったものが3.0ポイント増加している。国においては33.2%(H21.9.30現在)、県は33.9%(H21.4.1現在)と比較するとまだ低い状況である。						
						成 48.0	成 50.0												
No	基本事業名称	主管課	基本事業の対象	基本事業の対象指標	基本事業の意図	基本事業の成果指標	実績値 (H18)	実績値 (H19)	実績値 (H20)	実績値 (H21)	単位			取得方法	指標取得 主管課・係	算定式・取得先等	基本事業の成果水準とその背景	基本事業の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の実績	
1	人権意識の啓発と教育の推進	市民生活環境課	市民 職場 地域社会 関係団体	人口 事業所数	人権について正しく理解してもらう 差別や偏見をなくしてもらう	基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合	42.9	41.6	43.5	46.8	%			市民アンケート	市民生活環境課	・H21市民意識調査(問14-)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？→それぞれの基本的な人権が尊重されている →そう思う 10.4% →どちらかといえばそう思う 36.4%	基本的な人権が尊重されていると感じる市民の割合は、18年度42.9%、19年度41.6%、20年度43.5%、21年度で46.8%であり、昨年度からは3.3ポイントの増となっている。 その原因は、人権を考えない凶悪事件や世界情勢など、新聞、テレビなどで報道される出来事が市民にも影響を与えているものと考えられる。	参考事業として「市民相談事業」のなかで以下の取り組みを実施している。 ・人権相談 毎月、人権相談日を設けて、情報提供や啓発を行っており、相談件数は平成21年度で8件(特別相談含む)となっている。(H18:11件、H19:14件、H20:16件) 一般の市民相談の中でも人権についての相談があるが、平成21年度は4件であった(H18:2件、H19:2件、H20:3件)。相談窓口を知っている市民が47.0%であることを勘案すると、人権問題が少なくなってきたという傾向にあると考えられる。 ・人権擁護委員の委嘱 市が推薦し、議会の議決を経て、法務省から9人の人権擁護委員を委嘱、人権意識の啓発高揚を図っている。 ・12月の人権週間に一日人権擁護委員を委嘱し啓発巡回と特設人権相談所を実施。 ・毎年6月に特別に「人権の日」を設け、人権相談等を実施している。	
						人権について相談窓口があることを知っている市民の割合	50.8	50.7	46.8	47.0	%			市民アンケート	市民生活環境課	・H21市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？人権について相談窓口があることを知っている →そう思う 30.4% →どちらかといえばそう思う 16.6%			
2	男女共同参画意識の醸成	活力推進課(男女共同参画室)	市民 職場 地域社会 関係団体	人口 事業所数	男女共同参画意識をもってもらう	性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭、など」があると感じる市民の割合)	35.7	35.7	32.8	34.2	%			市民アンケート	活力推進課(男女共同参画室)	・H21市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭、など」がある →そう思う(8.5%) →どちらかといえばそう思う(25.7%)	性別による役割分担意識があると感じる市民の割合は、18年度35.7%、19年度35.7%、20年度32.8%、21年度34.2%であり、昨年度と比較すると1.4ポイントの増となっている。 女性性は仕事を持たずに家にいて、子育てや家事をするといったことや、男性は跡継ぎ、女性は嫁ぐものという考え方がまだ残っているものと考えられる。	主な事務事業は以下のとおり ・男女共同参画市民意識啓発事業 「いきいき講座」等男女共同参画関連講座を年5回開催しており延べ参加者数501名であった。男女共同月間中の関連図書の展示の実施をすると共に、「いきいき通信(ボランティアによる編集)」を年2回全戸配布している。また、市ホームページや広報紙等を通じて、男女共同参画に関する情報提供に努めている。	
3	男女共同参画の実践促進	活力推進課(男女共同参画室)	市民 職場 地域社会 関係団体	人口 事業所数	男女共同参画が実践されている	審議会等における女性委員登用率	21.8	22.3	21.6	24.6	%			業務取得	活力推進課(男女共同参画室)	毎年1回、活力推進課で庁内担当課へ調査票を使って調査を行う。	審議会等における女性委員の登用率は、21年度24.6%である。20年度は21.6%であったものが3.0ポイント増加している。 これは、新しく設置された「ごみ減量等推進懇話会」への女性登用率が50%となったこと等による。今後とも市政への市民参加に男女共同参画の考え方を生かすために、さらに女性委員の登用を増やす必要がある。 家庭内で男女が家事の分担をしていると答えた市民の割合は39.9%で20年度より0.6ポイントと微増している。 これは、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化により、女性労働者及び共働き世帯が増加したため、家庭内で男女が家事の分担をせざるを得ない環境となってきたものと考ええる。 職場の仕事の内容や待遇で、男女の差があると感じる市民の割合は39.2%で、20年度より2.9ポイント増加している。 これは、国内の社会経済情勢は徐々に景気回復に向かっているものの、地方には及んでいないためと考えられる。また、女性が働くのは家計補助の目的であるという固定的性別役割分担意識が社会に残っており、出産や介護が生じた際に就業を継続できるような雇用環境整備が進んでいないことや、男性より女性が非正規雇用の対象になりやすく、そのため賃金格差が是正されていないことなどと考えられる。	主な事務事業は以下のとおり ・男女共同審議会開催事業 ・男女共同参画推進サポーター育成事業 審議会委員の研修機会として、審議会開催時に、岩手労働局雇用機会均等室長より「男女間の賃金格差の実態と格差解消に向けた取組」等について説明を受けた。 男女共同参画センター主催の「男女共同参画サポーター養成講座」を全8日間にわたり市民2名が受講し、サポーターとして認定された。また、21年度は新たに「上級講座」も開催され、全3日間にわたり市民2名が受講し、講座の講師等としてのスキルアップを図ることができた。 また、「女性まつり」では、講演会講師の派遣等、女性団体の活動を側面から支援した。	
						家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしていると答えた市民の割合	37.6	36.5	39.3	39.9	%			市民アンケート	活力推進課(男女共同参画室)	・H21市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？家庭内で男女が家事(すいじ、掃除、選択、子育て、介護など)の分担をしている →そう思う(11.9%) →どちらかといえばそう思う(28.0%)			
						職場の仕事の内容や待遇で、男女の差があると感じる市民の割合	36.4	38.1	36.3	39.2	%			市民アンケート	活力推進課(男女共同参画室)	・H21市民意識調査で取得(問14)あなたが日常生活をするうえで、日頃、どのように感じていますか？職場の仕事の内容や待遇で、男女の差がある →そう思う(12.7%) →どちらかといえばそう思う(26.5%)			